Ⅲ　財務活動によるキャッシュ・フロー		
リース債務の返済による支出		△　41,172
小計		△　41,172
利息の支払額		△　2,788
財務活動によるキャッシュ・フロー		△　43,960
Ⅳ　資金に係る換算差額		―
Ⅴ　資金増加額		150,650
Ⅵ　資金期首残高		706,711
Ⅶ　資金期末残高		857,361

利益の処分に関する書類（案）　（単位：円）

Ⅰ　当期未処分利益			15,953,110
当期総利益		15,953,110	
Ⅱ　利益処分額			
積立金		0	
国立大学法人法第35条の２において準用する独立行政法人通則法第44条第３項により文部科学大臣の承認を受けようとする額			
教育研究環境整備積立金	15,953,110	15,953,110	15,953,110

注　記　事　項

【重要な会計方針】

国立大学法人会計基準（「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」報告書」（国立大学法人会計基準等検討会議　令和６年２月21日改訂））及び「「国立大学法人会計基準」及び「国立大学法人会計基準注解」に関する実務指針」（文部科学省　日本公認会計士協会　令和６年６月13日最終改訂）（以下「国立大学法人会計基準等」という。）を適用して、財務諸表等を作成しております。

１．運営費交付金収益及び授業料収益の計上基準

原則として、期間進行基準を採用しております。

なお、「ミッション実現加速化経費」「特殊要因経費」で措置された運営費交付金については、文部科学省の指定に従い業務達成基準または費用進行基準を採用しております。

２．減価償却の会計処理方法

⑴　有形固定資産

定額法を採用しております。

耐用年数については、法人税法上の耐用年数を基準としておりますが、主な資産の耐用年数は以下のとおりです。

建物	２～47年
構築物	２～53年
工具器具備品	２～10年
船舶	２～７年
車両運搬具	２～６年

また、特定の償却資産（国立大学法人会計基準第78）及び資産除去債務に対応する特定の除去費用等（国立大学法人会計基準第85）の減価償却相当額については、減価償却相当累計額として、減損損失相当額については減損損失相当累計額として、資本剰余金から控除して表示しております。

なお、国から承継した償却資産については見積耐用年数で、受託研究等収入により購入した資産については、令和４年度以前の購入分は当該受託研究等期間を耐用年数とし、令和５年度以降の購入分は上記、法人税法上の耐用年数を基準としております。

⑵　無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、特許権については８年、法人内利用のソフトウエアについては、法人内の利用可能期間（５年）に基づいております。

３．賞与引当金及び見積額の計上基準

役員及び教職員に対して支給する賞与については、翌期以降の運営費交付金により財源措置がなされるため、賞与引当金は計上しておりません。

また、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における賞与引当増加相当額は、当事業年度末の賞与引当相当額から前事業年度末の同相当額を控除した額を計上しております。

４．退職給付に係る引当金及び見積額の計上基準

退職一時金については、運営費交付金により財源措置がなされるため、退職給付に係る引当金は計上しておりません。

また、資本剰余金を減額したコスト等に関する注記における退職給付引当増加相当額は、国立大学法人会計基準第82第４項に基づき計算された退職一時金に係る退職給付引当金の当期増加額を計上しております。

５．リース取引の会計処理

リース料総額が3,000千円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

６．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっております。

７．財務諸表の表示単位

財務諸表及び附属明細書は、利益の処分に関する書類（案）を除き、千円未満切捨てにより作成しております。

【貸借対照表関係】

１．賞与引当金の見積額

運営費交付金により財源措置が行われるため賞与引当金の対象外とした賞与の見積額は63,392千円です。

２．退職給付引当金の見積額

運営費交付金により財源措置が行われるため退職給付引当金の対象外とした退職給付債務の見積額は875,884千円です。

【キャッシュ・フロー計算書関係】

１．資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	857,361千円
資金期末残高	857,361千円

２．重要な非資金取引の内容

当期に受け入れた現物寄附の額は216千円です。